

# 近世後期の葛西用水八条領組合の組織的変遷と地域意識

工藤航平

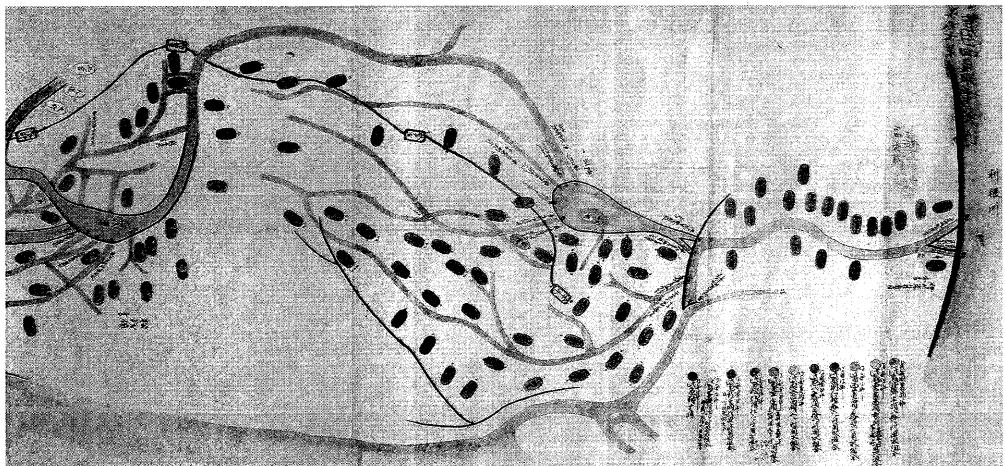
## はじめに

近年注目されている研究の一つに、民衆の生活基盤であつた村レベルを越えた地域の主体的認識を扱つたものがある。関東における「地域」を考える場合、その一つに「領」を挙げることができる。この「領」は、後北条氏の支城領制に基づく地域編成単位であり、これを関東入国後の徳川家が継承・再編したものである。<sup>(1)</sup> 従来は、江戸周辺（＝徳川将軍権力の権力基盤）の地域編成の特質として、幕府の広域的支配における役割を中心に明らかにされてきた。また、幕府の地域編成単位としてだけではなく、一八世紀半ばの触次制度の改編（民衆によるとらえ返し）運動の中で、自治的・自立的に展開することが明らかにされている。<sup>(2)</sup>

しかし、「領」の特殊性とその役割の解明など諸研究が蓄積されるなかで、「領」内村々の地域的結合や、「領」を含めた重層的な地域認識の関係性についてはあまり問われてこなかつたといえる。また、「領」が主に幕府の地域編成という視角から位置づけられており、地域の視点からの実態の更なる解明が必要と思われる。<sup>(4)</sup>

本稿では、現在の埼玉県下の「領」の一つである「八条領」について、近世後期の葛西用水八条領組合を事例に、その組織的変容を検討することにする。八条領は三五ヶ村からなり、幕領や忍藩領のほか、複数の旗本知行所・寺領が錯綜する非領国地域であつた。普請組合のほか、触次制度や鷹場組合、寄場組合の編成単位とされ、江戸時代を通じて一定程度の連帯性をもつていたことがわかる。また、北西部を除いて河川に囲まれ、地理的にも他領との境界を明確にしていた。

葛西用水（川俣用水とも）は東西葛西領への用水供給を目的としたものであるが、一つの用水路として開削されたものではなかつた。葛西用水全域を描いた絵図「写真参照<sup>(5)</sup>」を見ると分かるように、各地域で完結した用水体系であり、葛西領への用水供給という目的のもとに、段階的に整備されたものの総称であつた。<sup>(6)</sup> つまり、①川沿い村々の利水および葛西領村々の利水という二重の性格を有しており、②そのうち葛西領への補水が優先されていたのである。<sup>(7)</sup> 供給先の葛西領は近世初期に集中的に耕地開発が進み、用水の安定的確保が急務となっていた。また、葛西領は一円的な幕領化が図られ、江戸幕府権力

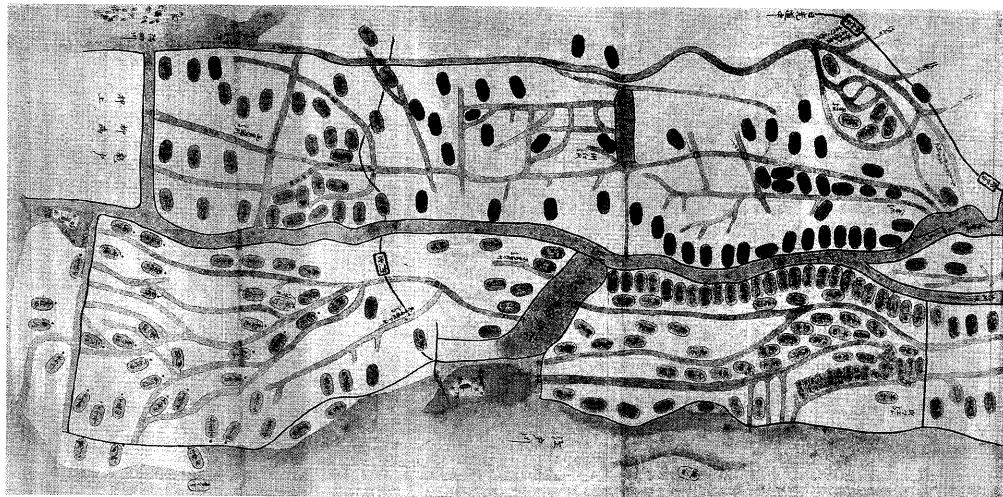


存立の物質的基盤となつていいたことから、幕府は葛西領における生産活動に直接的に関わる葛西用水体系の維持・管理を重要視していくと考えられる。八条領西方村（越谷市）役人は、寛政二年（一七九九）の越谷宿定助郷役免除争論の際、幕府に対しても「本川俣より川口・八甫・青毛・上高野・松伏・増林引続、瓦曾根・西方・龜有・四ツ木・小合溜井附村々都而御要害之由候哉」と主張

しており、葛西用水およびその用水沿い村々が幕府や江戸府内にとって「要害」の地であつたことを認識していた。

写真の絵図は、享保一五年（一七三〇）の近世葛西用水体系の完成以後に作成されたものであり、その全体像および川沿い村々が描かれている。この絵図の特徴は、i 「領」ごとに色分けされていること、ii 葛西用水組合に属している村々のみが描かれていること、iii 全体像を一枚の絵図に納めるために北部が歪めて描かれていること、の三点である。葛西用水体系は、享保四年に取水口を江戸川から利根川へと変更したが、その際に用水筋の一〇ヶ領に対し、取水口変更に伴う新用水御普請金の上納が命じられた。その後、幕府はこの一〇ヶ領を葛西用水組合として組織し、用水や溜井などの維持・管理の役を負わせたのである。幕府は広範囲に及ぶ近世葛西用水体系支配のため、個別支配権を超えた「領」を単位に組合を結成させ、百姓役編成組織としたのである。つまり、この絵図は葛西用水の全体像とともに、役負担編成組織としての「領」を単位とした組合村々を把握することを目的として作成されたものと推察される。

八条領では、古くより八条領御料私領三五ヶ村普請組合が存在し、これを基盤として「領」組合が組織されたと考えられる。また、葛西用水の重要な施設の一つである瓦曾根溜井の維持・管理のため、周辺七ヶ領<sup>(1)</sup>がその役を負つており、葛西用水全域を維持管理するため、重層的な領々組合が形成されていたのである。



### 1. 幕府の政策的 法直」 憲圖と「惣代御主

享保四年の近世葛西用水体系の成立以降、葛西用水一〇ヶ領組合により葛西用水堀筋の維持・管理がなされた。その当初の実態は明らかではないが、領ごとに惣代を出していたこと、自普請の場合は領ごとに諸色人足一式の入札を行い、落札した者が普請の仕立てを行ったこと、が確認できる。<sup>(12)</sup> 葛西用水路の普請や藻刈りは、当初は直勤

めであったが、丁場への遠距離などを理由に、享保期以降になると代金納による請負制となっていたのである。

寛政六年（一七九四）の普請方役所からの問い合わせでは、惣代を六、七名が年代わりで勤めており、馴れ合いや不正が行われているのではないかという疑惑が持たれていた。当時の八条領惣代は、普請の程度によつて費用が嵩む場合もあるが、恣意的な不正等は無いと答えていた。しかし、享保末期から寛政期までの「川又一色」落札者を見ると、特定の村の者が落札していることが確認できる。<sup>(14)</sup> 不正等を示す直接的な史料は管見の限り確認できないが、普請方役所の認識はあながち間違つたものではなかつたといえる。また、「是迄惣代ニ罷出候者不正之勤方も有之様風聞有之」と問い合わせられており、この時期に葛西用水惣代の不正等について、普請方役所が注視していたことがわかる。

このような経緯から、同年、普請方役所は惣代制の改正を指示しており、八条領組合では同年閏一一月に一二ヶ条の議定を作成している。議定の主要部分をあげると以下のようである。

#### 〔史料1〕

##### 儀定一札之事

###### （第一条）

一、葛西用水路本川俣より字瓦曾根溜井迄、定式自普請仕立方并用水御用一件、当領村々名主之内年番之者本役武人・見習武人・都合四人ニ相定、右御用相勤候様用水方御掛り御役人中様江今般御請書奉差上候ニ付、年番之者勤方之儀左之通相定申候事。

近世後期の葛西用水八条領組合の組織的変遷と地域意識

(第二条)

一、年番ニ相当り候村方左之通年々順番二名主相勤可申候。別府村之儀は小村ニ付相除申候。

(年番順および村名省略)

(第三条)

一、右自普請所御目論見之節、年番之者本役壱人見習壱人当番相定都合式人ニテ御案内可仕候。其節御仕様帳写取、右仕立之儀は地先村々役人中江相頼人足諸色賃銀何程と相定対談致置仕立ニ取掛り候節、前金相渡一札取置可申候事。

(第五条)

一、右自普請人足諸色賃永割合之節は、年番本役見習役共四人立合割合致、賃永取立之儀は青柳村三蔵院寮江壱村毎ニ持寄取立仕候筈。尤取立当日ハ年番本役之者式人立合取立可申候。右賃永割合取立帳は定日より十日程も以前ニ村々江相廻し候様可致候。割合帳面仕立方之儀は用水方御掛り御役人中江御吟味之節差上候御請書之振合を以相認メ可申候事。

(第九条)

一、村々寄合場所之儀は以來青柳村三蔵院寮之積相究申候。尤雇料之儀は一日錢五百文宛差遣候筈。割合方之儀は右自普請賃永江打込一同二割合、年番之者より右寺江相渡可申候事。

附、御料所村々寄合之節は茶代壱ヶ村錢廿四文宛其村々差出し可申候事。

(第十二条)

一、年番勤方之儀、用水坎不用メ切致、御掛り御役人様方御場所御引私被成候ハ、一件諸書物御用日記共翌年年番之者江引渡可申候事。

前条之通村々一同相談之上相極候上は、以来少も異儀申間敷候。

依之村々一同連印仕候。以上<sup>(15)</sup>。

史料1によると、葛西用水定式自普請所仕立ておよび葛西用水御用について、惣代制を主とした運営体制の改正が行われたことがわかる。普請方役所の指示通り、特定の者による恣意的不正を排除し、「領」中全村参加による公平な組合運営を目的とするものであった。惣代は、年番制による本役（当年々番）二名と見習い（翌年々番）二名の計四名とされた。能力に關係なく全ての村（村役人）が惣代となることから、見習い制度や役務の明確化、諸帳面の引き継ぎを制度的に位置づけるなど、継続的な運営とその円滑化が図られたのである。このほか、「領」中村々の不満の最大の要因であつた高額な経費負担についても、公務上の諸経費や小遣い、筆墨紙代の定額支給、複数の惣代立合による割合など、経費削減策と公平性の維持が明示されている。また、寄合場所も青柳村（草加市）三蔵院に固定化し、茶代が定められていることも注目できる。

八条領全村による普請では、享保一八年の瓦曾根村自普請所領内組合の議定に、「先年之通り上下助合、相残候地普請之儀は向後上郷下郷と相訛ケ相勤申答ニ相極メ候事」<sup>(16)</sup>と記されているように、葛西用水組合が結成される以前より、八条領内の小地域である上郷・下郷によ

る普請体制が機能していたことがわかる。<sup>(19)</sup>つまり、八条領においては、「領」を単位とする普請においても、実際には上郷・下郷という地域的枠組みのもとで行われていたのである。

今回の惣代制改正は幕府による民衆の不満解消と組織の再編成が目的であったといえる。<sup>(20)</sup>しかし、地域村々の合意による詳細な運営体制の取り決めが行われ、民衆による主体的な地域運営の円滑化・合理化の運動と評価できる。この惣代制改正は他「領」でも行われたと考えられ、幕府の地域編成が地域社会の主体的な地域運営を基盤として成立していたことを指摘することができる。

## 2. 地域的結合と組織的変遷

前節では、葛西用水八条領組合に対する幕府の政策的意図と、それを基とした村々の主体的な議定作成について見た。次に、寛政六年（一七九四）以降の八条領組合の実態について、特に文化文政期の組織的変遷に注目して見ることにする。

文化七年（一八一〇）正月、八条領上郷一五ヶ村惣代より、同年春の葛西井筋定式自普請の勧め方にについて、次のような願書が普請方役所に提出された。

### 【史料2】

当午春葛西井筋川俣地内より瓦曾根溜井迄之内、定式自普請諸御用向惣代去巳冬御目論見中領中一同連印を以惣代名前奉申上置候處、此度自普請所之儀第一瓦曾根溜井廻り字松伏御伏替并竹洗は切所等二付諸色人足

近世後期の葛西用水八条領組合の組織的変遷と地域意識

大造之出金ニ付、困窮之百姓難儀至極仕候間、私共村々之儀は右溜井附村々ニ付、人足諸色直勤メニ成丈仕度奉願上候。依之私共拾五ヶ村之儀は引分り、右四人之者仕立方為惣代差出申候間、何卒御勘弁を以右井筋瓦曾根溜井迄之自普請仕立方并諸御用向被仰付被下置候様仕度、拾五ヶ村一同連印を以奉願上候。以上<sup>(21)</sup>

史料2によると、上郷村々は困窮を理由に、八条領組合から「引分り」、人足等を直勤めにしたいというものであった。ただし、冒頭にもあるように、これは同年春の定式自普請についてのみの願いであった。

寛政六年の主法替えを主導した普請方役所は、この「引分り」について年番惣代へ問い合わせている。その内容は、「引分り」は八条領全體で決定したことか、「引分り」は主法直し以来の定めに違反していないか、という二点である。触次である八条村惣右衛門は、八条領全體の総意ではないこと、八条領組合惣代が谷古田領組合惣代を兼務していた先例があること（惣代制の柔軟性、以上のことから、今回の願いは定めに違反していないことを返答している<sup>(22)</sup>）。普請方役所は「八条領」という役負担組織の堅持を重視しているが、結果的にこの願いを受理している。実際の普請では、松伏村貫次立入箇所丁場の一部を上郷分として書き分けて行われた。

このように、寛政六年の改正主法の維持を徹底させようとした普請方役所であるが、文化二三年（一八一六）冬、改正主法の一つの柱であつた年番惣代制を廃止し、「御用并宜敷実牋成者」を惣代とするよう指示したのである。<sup>(23)</sup>その目的は不明であるが、年番惣代制による

### 近世後期の葛西用水八条領組合の組織的変遷と地域意識

役務に不慣れな者の勤め方、つまり、葛西用水管理体制が停滞することを問題としたと推察される。八条領では、この直後に普請方役人にによる普請所見分の案内を勤めなくてはならず、急遽八条領触次二名に惣代を依頼している。<sup>(24)</sup>見分案内後の翌一四年正月には、触次二名に普請仕立方を依頼するとともに、百姓困窮のため「出金格別減少」するよう取り計らうことを求めている。<sup>(25)</sup>しかし、本川俣元玖修復御普請の延期および自普請入用の減額の両者が実現しなかつたことから、翌文政元年（一八一八）は触次二名に代わり、新たに上郷惣代として四条村藤助を選任し<sup>(26)</sup>下郷からも惣代一名を出すこととなつた。<sup>(27)</sup>これは、触次二名が上郷・下郷から一名ずつ出ていたことに起因すると考えられる。実質的に、文化一三年の惣代制の再改正により、それ以降は上郷・下郷双方から惣代を出すこととなつた。つまり、寛政六年以降、

約二〇年間続いた八条領全村一体による組合運営から、再び上郷・下郷体制が採られることとなつたのである。

その文政元年暮、今度は下郷五ヶ村より惣代制についての提案がなされた。その内容は、文化一三年の主法再改正により、年番惣代を勤めていない村々が存在する、他領組合では従来通り年番惣代制をとつており、八条領だけが普請方役所の「御趣意之様」に勝手勤めにする謂われはなく、年番惣代制に戻すべきであるというものであった。<sup>(28)</sup>

方、上郷村々は、「上郷ニテハ別段引訳（引分り）惣代相見立差出」（カツコは筆者註、以下同じ）と、八条領組合からの分離を画策していたという。双方の意見が折り合わず、普請方役人のもとで吟味を受ける

こととなつた。結果、他領の者が扱人となり、新たな方策を探ることで内済した。その内容は、①文政二年は上郷一三ヶ村および下郷八ヶ村より各一名惣代を出す、②同三年以降三ヶ年間は下郷八ヶ村より惣代を二名ずつ出し、上郷は普請目論見中に限り立会惣代を一名出すことができる、③同六年は、仕立方および出金諸払いとも、領高の三分一を上郷惣代が、三分二を下郷惣代が勤めること、の三点であつた。<sup>(29)</sup>この「為取替申証文之事」は八条領下郷・中郷・下郷村々および扱人の連名で、中郷一三ヶ村惣代の蒲生村名主仁兵衛に提出された。この一連の流れは、地域村々が実際の役負担や利害対立を経験し、試行錯誤を繰り返す中で、より実用的・合理的な上郷・下郷体制へと自らの力で変化させていったことを示している。

### 3. 文政七年の上郷一三ヶ村勤方議定

前節までに明らかにしたように、葛西用水八条領組合では、幕府指導のもと八条領としての一体性が強められた。しかし、実際にはその内部において上郷・下郷という地域の論理に基づく地域的枠組みが採られていていた。先述した文政元年（一八一八）の議定の有効期限が切れた同七年、上郷一三ヶ村は次のような議定を独自に作成した。

#### 〔史料3〕

議定一札之事

一、八条領之内書面之村々之儀は、葛西用水路組合ニ有之候處、近來村々困窮仕り候ニ付自普請出金も相嵩難儀ニ付、此度相談之上自普

請仕立人足賃諸色代御目論見并仕立中惣代雜用二式、其外用水路定式藻刈急破共見込、壱ヶ年ニ高百石ニ付銀三拾壹匁五分ニ相定メ、年番之儀は七ヶ年季之積りを以入札仕り落札人相定候節、其村之役人両人加判之一札引受人より領中江相渡し可申候。尤本川俣村地内元塙御修復は右入札之内江見込、百姓役ニテ御伏替被仰付候節は、定例之分相除人足賃諸色代は別段領中より差出可申候。右自普請諸

入用十二月廿日、正月廿日半金ヅツ兩度ニ引受人江無遅滞相渡し可申候。若諸入用之儀差滞候村方有之、御掛り様江申立候哉及出入ニ候ハ、諸入用は在方之分は日數壱日錢五百文、江戸表江願出候ハ、一日銀五匁宛領中村々より差出し可申候事。

一、皆御入用御普請被仰付候節は、領中江諸入用割合差出不申、引受人方ニテ相仕立領中村々より決て差構申間敷候。組合仕来ニ無之場所組入引受物代御普請相願申間敷候。且右自普請所之内御入用井御扶持米等被下置候ハ、塙植之儀は相除残り之分願惣代雜用引残金領中村々江割返し可申候事。

一、右年限中たりとも用水引取兼候歟、又は用水引取方之儀ニ付領中村々存寄有之節は、右取究メニ不拘取計致候筈。其節は引受惣代之

もの方ニテ故障不申候可致候事。

右之通相定メ候上は、村々後日ニ違変不仕、引請惣代方ニテも右井筋御普請ニ付不実意之取計ひ仕間敷候。依て之領中村々一同議定仕り候処、仍て如件。<sup>(29)</sup>

史料3によると、上惣代を七年季として入札を行い、落札者は惣代として普請目論見を仕立てることとされた。村々の負担は毎年高百石につき銀三一匁五分と定額化し、定式以外の普請や江戸出府費用も決められた。従来は組織としての分離を目指しながらも、上郷から惣代を一名出すことに止まっていたが、この議定により独自の惣代制のほか、普請目論見や入用徵収、惣代への諸経費支給など、組織としての「分離」を果たしたのである。

ここで「分離」としたのは、上郷一三ヶ村の議定はあくまでも八条領内部での取り組みであり、八条領内の内部組織として明文化された（史料中の「領中」とは、上郷村々を指すものと考えられる）ということである。安政四年（一八五七）二月の葛西用水領々組合について見ると、「八条領」に対して普請費用等の割合が行われている。<sup>(30)</sup> 八条領内部において、小地域的結合に基づいた組織的変容・離合を繰り返しながらも、領外に対しても「八条領」としての一体性を持つていたのである。これは、八条領村々とそれを主導した村役人のもと、場面に応じた最適な結合形態を柔軟に選択していた現れといえる。

明治になると、寄場組合を継承・再編した「触元」制度が採られ、八条領を単位とした地域編成が継続された。<sup>(31)</sup> しかし、直に制度上の「八条領」という地域的枠組みは解体され、上郷・下郷という地域的枠組みに近い行政区画が設定された（表参照）。本稿ではこのような視角から、従来注目されてきた「八条領」とは違う地域的枠組みとしての

## 八条領村々組合・行政区画変遷一覧

		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
蒲生村	越谷市			○	上郷	上郷	上郷	麦塚	登戸	蒲生村
登戸村	越谷市	上郷		○	上郷	上郷	上郷	麦塚	登戸	蒲生村
瓦曾根村	越谷市			○		上郷	上郷	麦塚	登戸	蒲生村
西方村	越谷市	上郷		○	上郷	上郷	上郷	麦塚	南百	大相模村
東方村	越谷市	上郷		○	上郷	上郷	上郷	麦塚	南百	大相模村
見田方村	越谷市	上郷		○	上郷	上郷	上郷	麦塚	南百	大相模村
南百村	越谷市	上郷		○	上郷	上郷	上郷	麦塚	南百	大相模村
千疋村	越谷市	上郷		○	上郷	上郷	上郷	麦塚	柿木	大相模村
別府村	越谷市	上郷		○	上郷	上郷	上郷	麦塚	柿木	大相模村
四条村	越谷市	上郷		○	上郷	上郷	上郷	麦塚	柿木	大相模村
麦塚村	越谷市	上郷		○	上郷	上郷	上郷	麦塚	柿木	川柳村
伊原村	越谷市	上郷		○	上郷	上郷	上郷	麦塚	柿木	川柳村
柿木村	草加市			○	上郷	上郷	上郷	麦塚	柿木	川柳村
青柳村	草加市	下郷			上郷	中郷		八条	後谷	川柳村
立野堀村	草加市	下郷				中郷		八条	後谷	八条村
八条村	八潮市	下郷				中郷		八条	八条	八条村
鶴ヶ曾根村	八潮市	下郷				中郷		八条	八条	八条村
小作田村	八潮市	下郷				中郷		大瀬	大曾根	八条村
松之木村	八潮市	下郷				中郷		八条	後谷	八条村
伊草村	八潮市	下郷				中郷		八条	後谷	八条村
柳之宮村	八潮市	下郷				中郷		八条	後谷	八幡村
後谷村	八潮市	下郷				中郷		八条	後谷	八幡村
上馬場村	八潮市	下郷				中郷		大瀬	大曾根	八幡村
西袋村	八潮市	下郷				中郷		大瀬	後谷	八幡村
川崎村	八潮市	下郷				中郷		大瀬	大瀬	潮止村
二丁目村	八潮市	下郷				中郷		八条	八条	潮止村
木曾根村	八潮市	下郷				中郷		大瀬	大瀬	潮止村
伊勢野村	八潮市	下郷	○			下郷		大瀬	大瀬	潮止村
大瀬村	八潮市	下郷	○			下郷		大瀬	大瀬	潮止村
古新田	八潮市	下郷	○			下郷		大瀬	大瀬	潮止村
狩村	八潮市	下郷	○			下郷		大瀬	大瀬	潮止村
浮塚村	八潮市	下郷	○			下郷		大瀬	大曾根	八幡村
大原村	八潮市	下郷	○			下郷		大瀬	大曾根	八幡村
大曾根村	八潮市	下郷	○			下郷		大瀬	大曾根	八幡村
中馬場村	八潮市	下郷	○			下郷		大瀬	大曾根	八幡村

\*①は、寛延3年当時の八条用水組合33ヶ村である。(「八条領村鑑」)

\*②は、宝曆6年の八条領御料私領35ヶ村組合御普請に組合からの離脱を訴えた8ヶ村。(「旧記」式、340頁)

\*③は、寛政6年に瓦曾根溜井渴水のため、大聖寺に雨乞祈祷を願い上げた村々。(「旧記」参、521頁)

\*④は、文化7年に直勤めを願い上げた15ヶ村。(実質13ヶ村)。

\*⑤は、文政元年の議定書に連印した八条領村々。

\*⑥は、文政7年に議定書に連印した上郷13ヶ村。

\*⑦は、天保3年の八条領触下村々である。(『八潮市史』通史編I)

\*⑧は、文政10年の八条寄場組合小組合(村名は小組合惣代村)である。(『八潮市史』通史編I)

\*⑨は、明治21年の市制・町村制公布による町村合併により誕生した新村。(『埼玉県市町村誌』)

「上郷・下郷」について、葛西用水八条領組合を事例に検討した。こ

の結果明らかになつたことを、簡単な補足を加えて以下のようにまとめておきたい。

①「上郷・下郷」という地域的結合は、上郷が「(瓦曾根) 溜井附村々」(史料2参照)と記しているように、日常的な利害関係や地理的条件に基づいて結成された地縁的組織といえる。瓦曾根溜井渴水の際には、上郷村々で雨乞いを行つてゐる(表参照)。また、文政期の西方村役人は、歴代の八条領触次役を上郷・下郷触次と区別して認識<sup>(32)</sup>しており、江戸時代を通じて、八条領内部における様々な場面で規定性を發揮していたのである。葛西用水八条領組合において、文化期には上郷・下郷による体制が復活していることからもわかる。

②一方、「八条領」という地域的枠組みも、本稿では幕府側が重視した地域的枠組みとして表出したが、文化文政期においては「民衆の地域」としても主体的に捉えられていた。もともと「領」は、民衆の生活・生産の場としての地域の自主的・自立的秩序を、支配者側の意図により支配秩序として編成したものであつた。西袋村名主小澤豊功は

近世後期の八条領村々では、特にこの二つの地域的枠組みが主体的に意識され、それぞれの場面によつて適宜使い分けられていた。その関係性や階層性による認識レベルについては更なる検討が必要であるが、「領」を編成した幕府の崩壊後、新しい行政区画等が設定されるに際し、地域主体の枠組みがつくられ、採用されることとなつたのである。

られている。普請組合や寄場組合、触次制度などが「八条領」として編成されたため、特に村役人層において主体的に捉え返され、地域的

結合の一つの基盤となつたと考えられる。

③葛西用水一〇ヶ領組合を視角化した「葛西用水絵図」では、役負担編成組織として「八条領」の一体性を見ることができる。幕府はこのように「領」を単位とした役負担を意図し、寛政六年には「領」全村による運営体制を指示している。一方、八条領内においては、従来より上郷・下郷という地域的枠組みに基づいて普請役を果たしてい

た。そして、幕府の惣代主法直し以降、約一〇年間は八条領全村による組合運営が行われたが、上郷村々が強い地域的結合のもと、自立性をもつた八条領内部組織を確立することとなつたのである。これらのことは、幕府による一方的な編成で行われたものではなく、地域の主体的な結合によるもの、地域の幕府に対する働きかけと評価することができる。幕府が重視したのは役負担の実行であり、「八条領」という枠組みを提示しながらも、地域の主体的な結合・枠組みを認め、これを地域編成に利用したのである。

近世後期の八条領村々では、特にこの二つの地域的枠組みが主体的に意識され、それぞれの場面によつて適宜使い分けられていた。その関係性や階層性による認識レベルについては更なる検討が必要であるが、「領」を編成した幕府の崩壊後、新しい行政区画等が設定されるに際し、地域主体の枠組みがつくられ、採用されることとなつたのである。

## 註

近世後期の葛西用水八条領組合の組織的変遷と地域意識

- (1) 澤登寛聰「近世初期の国制と『領』支配」『徳川政権』関八州支配の成立過程を中心にして』(『関東近世史研究』第一五号、一九八三年一〇月)
- (2) 岩田浩太郎「関東郡代と『領』——江戸周辺の地域編成の特質——』(『関東近世史研究』第一六号、一九八四年五月)、大石学「近世江戸周辺農村の機能と性格」(徳川林政史研究所『研究紀要』昭和五八年度、一九八四年)など一連の研究(のち、同『享保改革の地域政策吉川弘文館、一九九六年二月)、関東近世史研究会編『近世の地域編制と国家』(岩田書院、一九九七年)などがある。
- (3) 岩田浩太郎「関東郡代と『領』——江戸周辺の地域編成の特質——』(前掲註2参照)、熊沢徹「江戸の下肥値下げ運動と領々惣代」(『史学雑誌』九四編四号、一九八五年四月)、岩橋清美「近世における地域の成立と地域史編纂」(『地方史研究』二六三、一九九六年一〇月)
- (4) 民衆の地域認識を検討する際の課題として、①対象地域内の小地域との関係、②対象地域外の地域との関係、③対象地域の近代以降における変容、の三点を総合的に検討することが挙げられる。
- (5) 年月日未詳「葛西用水絵図 全」(見沼土地改良区文書・九七)、埼玉県立文書館所蔵。本稿で対象とする八条領域部分については、拙稿「埼玉古地図を読む15 葛西用水路絵図」(埼玉新聞、平成一七年九月二三日)参照。
- (6) 葛西用水体系の成立とその変遷については、橋本直子「近世葛西用水体系の成立」(『葦のみち』第一四号、二〇〇二年三月)に詳しい。このほか、本稿対象地域については『越谷市史』第一巻(一九七五年三月)、「八潮市史」通史編I(八潮市、一九八九年七月)、「葛西用水史」通史編(葛西用水路土地改良区、一九九二年一月)がある。
- (7) 八条領内には、元荒川の瓦曾根溜井から久左衛門新田古溜井まで南北を
- (8) 馬場憲一「江戸周辺低地帯農村の水利とその維持管理——武藏国葛飾郡東葛西領の場合——」(農田武先生古稀記念会編『日本近世の政治と社会』吉川弘文館、一九八〇年六月)
- (9) 「伝馬」天、四五七頁。「伝馬」天および地は、越谷市立図書館に所蔵されている。本稿では『越谷市史』第四巻(越谷市役所、一九七二年七月)に翻刻されたものを利用した。この「伝馬」を含む、「旧記」、「触書」という三種の一〇冊の編纂物は、文政期の西方村役人により作成されたもので、八条領宿定助郷役免除訴願のために、自村の「重役」の証拠書物という意図のもとで編纂されたものであるが、収録された個々の資料には蒐集先が明記されるなど、一定程度の信憑性のあるものと考えられる。
- (10) 実松幸男「合同葛西用水展調査の葛西用水絵図について」(『開館一〇周年記念合同葛西用水展』一〇〇一 葛西用水【展示図録】葛飾区郷土と天

文の博物館、二〇〇一年七月)

(11) 潜井に悪水を落とす悪水方三ヶ領（越谷領・岩槻領・新方領）と、引水する用水方四ヶ領（八条領・谷古田領・淵江領・西葛西領）の七ヶ領である。八条領について見ると、葛西用水一〇ヶ領組合—瓦曾根潜井七ヶ領組合—八条領組合という重層構造であった。

(12) 文化一五年「御用向旧記留帳」（八潮市西袋小澤平吉家文書・九六）、八

潮市立資料館所蔵マイクロフィルム。本史料は近世後期の西袋村（八潮市）名主であつた小澤豊功が、隣村上馬場村名主家から御用留帳を写させてもらひ、それを編纂したものである。

(13) 「旧記」壱～五は、越谷市立図書館に所蔵されている。本稿では『越谷市史』続史料編一（越谷市役所市史編さん室、一九八一年）及び『同』続史料編二（越谷市教育委員会教育長、一九八二年）に翻刻されたものを利

用し、掲載箇所については原文書で確認した。以下、「旧記」四、二八頁～三四頁、というよう記す。

(14) 文化一五年「御用向旧記留帳」（前掲註12参照）。

(15) 「旧記」四、三四頁～三六頁。

(16) 普請方役所は寛政六年の問い合わせにおいて、年番惣代制とすること、年

番制で不都合がないかどうか、を領々に尋ねていた。

(17) 先の普請方役所からの問い合わせに対する返答書では、寛政三年銀一貫九二九匁余、同五年銀三貫一八三匁余、同六年銀三貫四一匁余、と年々増加されていることがわかる。

(18) 「旧記」武、一二七八頁。

(19) 八条領を三つに分ける形で、北から上郷・中郷・下郷となつていて、なお、中郷と下郷を合わせて下郷と称する場合もある（表参照）。

近世後期の葛西用水八条領組合の組織的変遷と地域意識

(20) 寛政六年の年番制導入の契機については、①寛政四年の葛西用水を担当

していた伊奈家の失脚、②寛政元年および同五年の河川管理体制の改正（大谷貞夫『江戸幕府治水政策史の研究』雄山閣出版、一九九六年）、の二点が指摘できる。①では、勘定所のものと、領々触次に代わって年番御用惣代が登場する（実態はほぼ触次制を継承）。

(21) 「旧記」四、三九頁～四〇頁。

(22) 「旧記」四、三八頁～三九頁。

(23) 「旧記」四、四〇頁。

(24) 「旧記」四、四〇頁～四一頁。

(25) 「旧記」四、四一頁。

(26) 「旧記」四、四一頁。

(27) 「旧記」四、四一頁。

(28) 「旧記」四、四一頁～四三頁。

(29) 「旧記」四、四四頁～四六頁。

(30) 安政四年二月「當日春葛西井筋定納金自普請割合帳」（田口（榮）家文書・一二七）、埼玉県立文書館所蔵。

(31) 「越谷市史」第二卷（越谷市、一九七七年五月）

(32) 「旧記」武、二九四頁～三〇三頁。（表参照）

(33) 澤登寛聰「近世初期の国制と『領』支配—『徳川政権』関八州支配の成立過程を中心にして」（前掲註1参考）

(34) 抽稿「農村における編纂物とその社会的機能」（『二橋論叢』第一三四巻第四号、二〇〇五年一〇月）

(35) 本間清利「文政改革組合村—武州越ヶ谷地域を中心として—」（埼玉研究』第二五号、一九七四年）